

災害時における応急対策業務に関する協定

富山県（以下「甲」という。）と社団法人斜面防災対策技術協会富山県支部（以下「乙」という。）とは、富山県地域防災計画に基づき、地震、風水害等の災害が発生した場合の応急対策業務の実施について、次の条項により、協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における応急対策業務の実施に関する基本事項を定め、甲の管理する道路、河川その他の公共土木施設（以下「公共土木施設」という。）の機能の確保及び回復を図ることを目的とする。

（応急対策業務の内容）

第2条 応急対策業務の内容は、急傾斜地の崩壊、土石流その他の土砂災害の調査及び応急措置とする。

（応急対策業務の区域及び体制）

第3条 甲は、乙と協議のうえ、地域の実情を考慮し、県内を複数の区域に分割するものとする。

2 乙は、甲と協議のうえ、前項に規定する区域ごとに、本協定に賛同する会員の中から、連絡責任者と複数の区域担当者を定め、甲に連絡体制表を提出するものとする。連絡責任者、区域担当者を変更する場合も、同様とする。

（実施要請）

第4条 甲は、応急対策業務を実施する必要があると認めたときは、区域担当者の中から業務実施者を選定し、連絡責任者を通じて、応急対策業務の実施を要請するものとする。

2 甲は、必要があると認めた場合、区域担当者以外の者の中から業務実施者を選定することができるものとする。

（費用の負担）

第5条 甲の要請した応急対策業務に要する費用は、甲が負担する。

（従事者の損害補償）

第6条 第4条の規定に基づき、応急対策業務に従事した者が、当該業務により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の損害補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律50号）により行うものとする。ただし、労働者災害補償保険法が適用されない場合は、災害に際し応急措置の業務に従事又は協力した者等に対する損害補償に関する条例（昭和38年富山県条例第15号）により行うものとする。

（被害状況等の報告）

第7条 乙は、公共土木施設の被害状況及び急傾斜地の崩壊、土石流その他の土砂災害の状況を把握した場合、被害状況等を速やかに甲に報告するものとする。

（その他）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲、乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲、乙が記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成20年3月21日

甲 富山市新総曲輪1番7号
富山県知事 石井 隆



乙 富山市安住町3番14号
社団法人斜面防災対策技術協会富山県支部
支部長 田中 実

